

高知県商店街振興組合指導事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>附則</p> <p>1 略</p> <p>2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第4条の2第4号から第6号まで、第10条第3項、第11条第2項、第12条第2項及び第3項、第14条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p><u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附則</p> <p>1 略</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第4条の2第4号から第6号まで、第10条第3項、第11条第2項、第12条第2項及び第3項、第14条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>(新設)</p>	<p>期間の延長</p> <p>新設</p>